

第3章 施策の方向



1 計画の基本理念

○子ども・若者は今を生きる主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。そして、次の時代を担うかけがえのない宝です。

○子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、主体として尊重されることが必要です。

○豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者とともに未来を切り拓いていきます。

○子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子どもの声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の多様な声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。

○すべての子ども・若者が、社会の一員として主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【基本理念】

子ども・若者とともにつくる
自分らしく成長できるまち豊島区



2 施策の目標

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次の5つを目標として施策を推進していきます。

（１）子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援します

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

○子どもや子どもに関わるおとなが子どもの権利への理解を深めることで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。

○子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それをおとなが受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。

○子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実させていきます。

○大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

（２）誰も取り残さず、子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援をします

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。それら子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

（３）安心して子育てできる充実した環境を整備します

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

（４）子どもの充実した学びや体験を後押しします

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実を図るとともに、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

（５）若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参加をサポートします

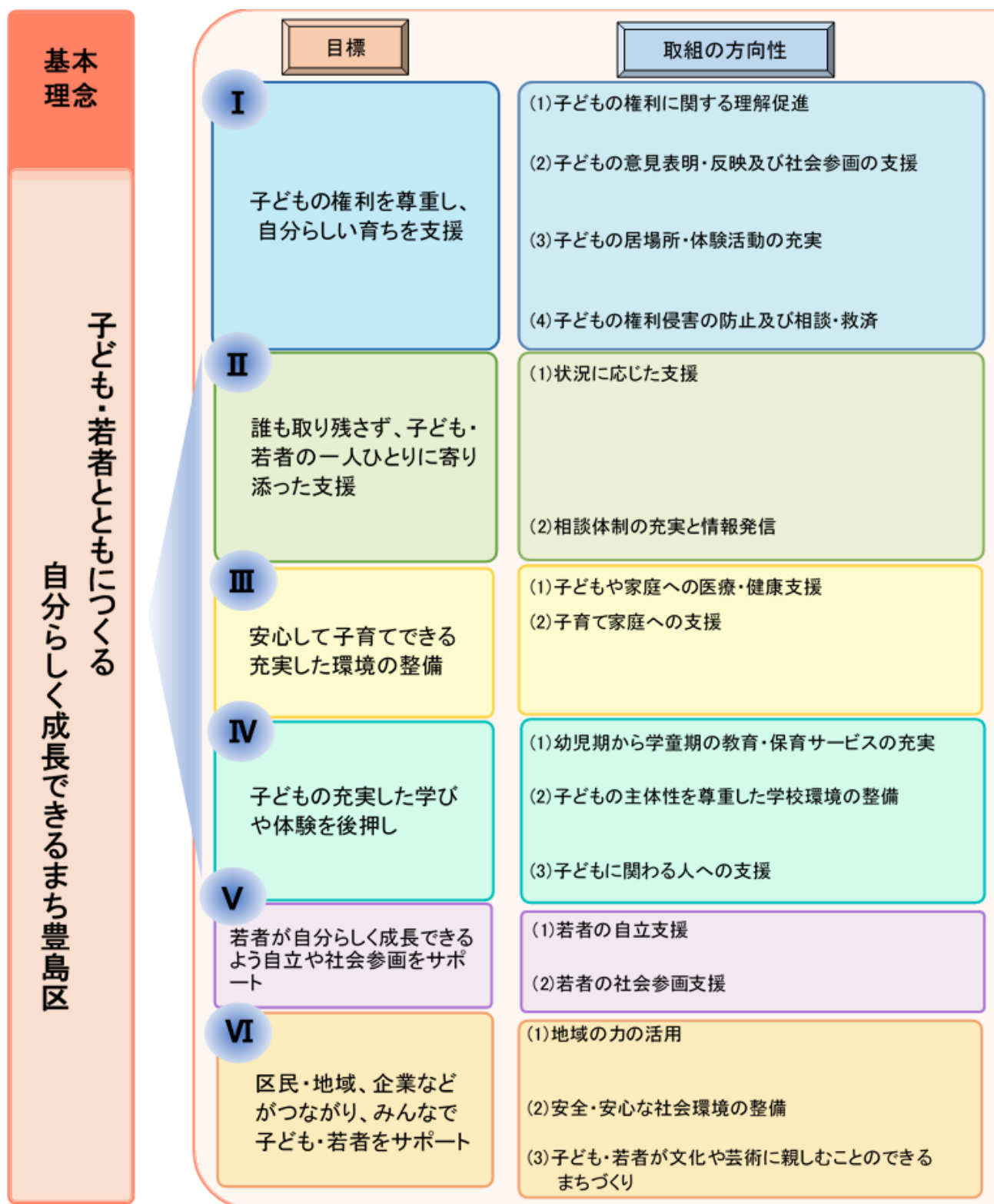
若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに就労支援・相談の支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参加を促進します。

（６）区民・地域、企業などがつながり、みんなで子ども・若者をサポートします

すべての子ども・若者の権利が保障され、豊かな文化の中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業を支援し、連携・協働の取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故防止等を進めて、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。



3 施策の体系



具体的取組

- (1)①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- (1)②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援
- (2)①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり
- (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援
- (3)①子どもの居場所の充実
- (3)②屋外遊び場の充実
- (3)③活動・体験機会の充実
- (3)④学習支援の充実
- (4)①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- (4)②相談・救済体制の整備

- (1)①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援
- (1)②社会的養育の推進
- (1)③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援
- (1)④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援
- (1)⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援
- (1)⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
- (1)⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援
- (2)①相談体制の充実と情報発信

- (1)①妊娠期からの切れ目のない支援
- (1)②子どもの健康確保のための取組
- (2)①子育て支援サービスの充実
- (2)②家庭教育支援
- (2)③相談支援
- (2)④生活困窮家庭への支援(Ⅱから移動)
- (2)⑤ひとり親家庭への支援(Ⅱから移動)

- (1)①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (1)②幼児教育・保育の質の向上
- (1)③幼稚園・保育所と小学校の連携
- (2)①子どもの権利に関する学びの支援
- (2)②意見表明と参加の促進
- (2)③学校における体験機会の提供
- (3)①子どもに関わる人への支援
- (3)②子どもに関わる人のための環境整備

- (1)①日常生活への支援
- (1)②経済的自立への支援
- (2)①居場所・活動の場の充実
- (2)②社会参画の推進

- (1)①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援
- (1)②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成
- (1)③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2)①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
- (2)②有害環境等への対応
- (2)③事故予防・防犯の推進
- (3)①文化・芸術に親しむ環境づくり

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、3施策の体系のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

・「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	現状	指標の現状	目指す方向性 (令和11年度)	計画期間で 目指す方向性
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 44.8% - 中高生 31.2%		↗

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業		事業ごとの「事業目標」		
事業名		事業目標	事業内容	
3 「子どもの権利」に関する 研修・講座の実施		子どもに関わるおとなに 子どもの権利を学ぶ 機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して 子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する 講座を実施します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
		①職員研修実施回数	①2回	①5回
		②出前講座実施回数	②3回	②10回
担当課	子ども若者課 指導課	③区民講演会実施回数	③1回	③2回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保 新規	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
5 保育の質向上事業 新規	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

※ 上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に**新規**と記載しています。



4 取組の方向性と施策

<目標Ⅰ> 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援

取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する理解促進

【現状と課題】

「子どもの権利に関する条例」の制定から10年以上が経過しましたが、本条例は区民に十分浸透しているとは言えません。アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者・子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体では5割未満と認知度が低い状況にあります。5年前の調査と比較しても、保護者・子どもともに認知度が低下しており、子どもの権利に関する理解が進んでいない状況がうかがえました。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

【方向性】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を考えていくことが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わるおとなに浸透するよう、様々な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

子どもにとって学校が重要な場であることを鑑み、子どもへの普及啓発にあたっては学校が取り組みやすいような手法を検討します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	令和5年度	- 子ども 7.8% - 保護者 14.7% - 若者 1.8% - 区施設職員 77.0% - 地域団体 57.3%	↗
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の人の割合	令和5年度	- 区施設職員 54.7% - 地域団体 20.5%	↗
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度	- 小学6年生 69.8% - 中学3年生 74.2%	目標値 80.0%

根拠：計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発		子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
		目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
		普及啓発媒体の種類	リーフレット 2 種類（一般・中高生）で広報を実施	・リーフレットを増やす（小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等） ・動画等を作成
担当課	子ども若者課			

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども若者課

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3 「子どもの権利」に関する 研修・講座の実施		子どもに関わるおとな に子どもの権利を学ぶ 機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して 子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する 講座を実施します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和 6 年度）
		①職員研修実施回数	①2 回	①5 回
担当課	子ども若者課 指導課	②出前講座実施回数	②3 回	②10 回
		③区民講演会実施回数	③1 回	③2 回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

(調 整 中)

取組の方向性**(2) 子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進****【現状と課題】**

豊島区では、子どもの意見表明・参加促進のために、子どもの参加推進事業や、子どもスキップ・中高生センタージャンプにおける利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供してきました。

アンケート調査においては、家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえると回答した子どもが6割を超えており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方、ヒアリング調査では学校のルールに対して「意見を言う機会はない」と回答した子どもが多く、子どもの意見表明の機会確保について十分な状況とは言えません。

また、地域活動への参加については、アンケート調査において過去1年間地域活動に参加したことがないと回答した子どもが小学生で1割程度、中高生では4割程度と年代が上がるにつれて地域活動に参加しなくなる傾向がありました。

【方向性】

子どもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。施設等においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参加促進の支援を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言う」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 86.5% ・中高生 92.7%	→
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 52.2% ・中高生 51.6%	↗
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかという」とある」を回答した区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 19.9%	↗
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	・小学生 35.2% ・中高生 33.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
6	としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中	①30人 ②1件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
7 利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	子ども若者課 放課後対策課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
8 子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	子ども若者課
9 青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	学習・スポーツ課

取組の方向性

(3) 子どもの居場所・体験活動の充実

【現状と課題】

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園に関する満足度は5年前の調査より向上しており、取組の効果も表れています。

一方で、子ども・保護者ともに子どもの屋外遊び場や活動の場の整備を望む意見は依然として多く、子どもが自由に遊び、活動できる場の不足感は拭えません。

ヒアリング調査においても学年が上がるにつれて遊ぶ場や集まる場所の不足を感じている子どもが多くなる傾向にあり、年齢に応じた子どもにとって魅力のある居場所づくりも課題となっています。

【方向性】

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう、内容の充実に取り組みます。

また、子どもの豊かな情操を育むために、文化や芸術、スポーツなど多様な体験・活動の機会を提供していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度	・就学前 60.1% ・小学生 40.5% ・中高生 39.1%	↗
ホッとできる場所はどこですかの設問のうち、ないと回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 1.9% ・中高生 1.2%	→
区の施設や事業の満足度	令和5年度	・子どもスキップ 62.5% ・中高生センター 66.1% ・公園 66.1% ・学校の校庭開放・施設開放 66.9%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの居場所の充実

重点事業			
事業名		事業目標	事業内容
10 中高生センターの運営		中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。
		目標	現状値（平成30年度） 目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人 ①2,200人 ②32,000人

事業名		事業目標	事業内容
11 子どもスキップの運営・改築		小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。
		目標	現状値（平成30年度） 目標値（令和6年度）
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人 540,000人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
12 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	放課後対策課
13 子ども食堂ネットワーク	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども若者課

②屋外遊び場の充実

重点事業			
事業名		事業目標	事業内容
14 プレーパーク事業		子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。
		目標	現状値（平成30年度） 目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回 ①35,000人 ②20回

(調 整 中)

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
15 小学校開放事業	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後対策課
16 公園・児童遊園新設改良事業	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	公園緑地課
17 「としまキッズパーク」の整備・運営	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「としまキッズパーク」として整備・運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	公園緑地課

③活動・体験機会の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
18 次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	文化デザイン課
19 図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	図書館課
20 生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	学習・スポーツ課
14 プレーパーク事業	【再掲】	子ども若者課

④学習支援の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
21 としま地域未来塾	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	指導課
22 小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	指導課
23 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	子育て支援課
24 としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	福祉総務課

取組の方向性

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

【現状と課題】

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

アンケート調査の結果、豊島区の子どもの約3割が、おとなとの関わりの中で何らかの悩みや困難を抱えています。また、豊島区における児童虐待の通告件数は近年増加傾向にあり、特に心理的虐待の件数が多い状況にあります。

いじめについても、小学生・中高生の2割から3割程度が友だちや先輩、後輩からの嫌がらせを受けたことがあると回答しています。

このような児童虐待やいじめを防止したり、被害を受けた子どもを救済するには、被害を早期発見・早期対応し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが重要です。

また、子どもの悩み等を受け付ける相談窓口や救済制度については認知度・利用度ともに低く、利用しやすい相談窓口や救済制度の整備や情報発信が必要です。

子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の規定を鑑み、第三者機関としての独立性がより求められます。

【方向性】

児童虐待やいじめの対策においては、未然防止と、虐待やいじめが起こってしまった後の支援の両方が重要です。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上のための支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとして、子ども自身や子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めていきます。子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の趣旨にのっとり独立性を確保し、より実効的な救済機関とするための検討を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0%	→
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみりーぐや、アソとしまなど）の認知度	令和5年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
25	子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①2回（毎年度回数を維持） ②30回

事業名		事業目標	事業内容	
26	いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
27 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	子育て支援課
28 こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
29 子育て訪問相談事業	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	子育て支援課
30 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	子育て支援課
31 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	子育て支援課
32 スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	指導課 教育センター
33 スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	教育センター

第3章 施策の方向

②相談・救済体制の整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
34 「としま子どもの権利相談室」の設置		子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件

事業名		事業目標	事業内容	
35 子どもの権利擁護委員相談事業		子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	①権利侵害に関わる活動件数	①5件	①10件

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
36	児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋がります。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	子育て支援課
37	人権擁護委員相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	区民相談課
38	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	子ども若者課
39	子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	子育て支援課
40	子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子育て支援課
41	子ども家庭女性相談事業	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	子育て支援課

(調 整 中)

＜目標Ⅱ＞ 誰も取り残さず子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援

取組の方向性

（１）状況に応じた支援

【現状と課題】

- 豊島区における児童虐待通告件数は年々増加傾向にあります。豊島区では令和4年度に児童相談所の開設を予定しており、虐待被害に遭った子どもに対する支援や、様々な事情により親元で暮らすことのできない子どもに対する社会的養育の推進が一層求められます。
- 18歳未満の身体障害者手帳所持者数は横ばいの状態、愛の手帳所持者数は微増傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は近年増加を続けています。引き続き、障害をもつ方への支援が求められます。
- 平成22年国勢調査までは減少傾向であったひとり親家庭世帯数は、平成27年の国勢調査で増加に転じました。
- 豊島区の外国人住民人口は年々増加しており、特に20代は総人口に占める外国人住民の割合が高くなっています。外国人住民の比率は、23区内では新宿区に次ぎ2番目となっています。
- アンケート調査では、学校に行きたくないと思うことが「よくある」と回答した子どもが小学生で8.6%、中高生で9.9%おり、こうした子どもへの支援が求められます。
- 豊島区では平成30年に「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を定めるとともに、平成31年4月に「男女共同参画推進条例」を改正し、多様な性自認・性的指向の方々のパートナーシップ制度を創設しました。
- 豊島区における15～39歳の死因の約4割が自殺であり、自殺者に占める20～30代の割合が高くなっています。子ども・若者の自殺予防が重要な課題となっています。

【方向性】

虐待被害、いじめ被害、不登校・ひきこもり、生活困窮、ひとり親、障害、外国ルーツ、多様な性自認・性的指向など、人によって抱えている背景は様々であり、求められる支援も異なります。それぞれの状況に応じた相談事業や支援事業を推進します。

取組にあたっては、地域、学校、関係機関等と連携し、効果的に取り組んでいきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中学生保護者 7.3% ・高校生保護者 11.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの虐待防止（再掲）、ヤングケアラーへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
担当課	子育て支援課	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	55.0%

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
121 母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
35 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子育て支援課
36 児童相談所の設置・運営	【再掲】	子育て支援課
41 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課

(調 整 中)

②社会的養育の推進

③子どものいじめ防止（再掲）、不登校、ひきこもりへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
38 子ども若者総合相談事業 （アシスとしま）【再掲】		不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	
		目標	現状値 （平成30年度）	目標値 （令和6年度）
担当課	子ども若者課	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件（重篤化する前の 予防的な相談を増やす）

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
122 柚子の木教室（適応指導教室）	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	教育センター	
123 教育相談	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育センター	
32 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター	
33 スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター	
34 「としま子どもの権利相談室」の設置	【再掲】	子ども若者課	
35 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子育て支援課	

第3章 施策の方向

④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
137 発達支援相談事業		心身の発達に困難を持つ子どもとその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家族が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。	- 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達、療育、訓練、進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡、紹介等を行います。 - 西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	発達相談件数	5,048件	5,200件

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
138 重度障害者の大学等修学支援事業	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等の提供に要する費用を支給します。	障害福祉課	
139 発達支援センター（仮称）の設置検討	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を越えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	教育部 保健福祉部 子ども家庭部	
140 発達障害者相談窓口	発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	障害福祉課	
141 固定学級や通級指導学級と通常学級の交流、共同学習の充実	固定の特別支援学級や通級指導学級における交流や、共同学習の充実を図り、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合い、共生社会の実現に向けた取組を一層充実します。	指導課	
142 巡回子育て発達相談事業	東部子ども家庭支援センターでは、保育園や子どもスキップ・学童クラブを巡回し、従事する職員に対して、発達に課題のある子どもの保育に関する具体的なアドバイスをを行います。また施設を利用する保護者からも、子育てや子どもの発達についての相談を受け対応します。	子育て支援課	
143 発達障害者心理相談補助事業	豊島区在住で発達障害あるいは発達障害に起因する問題について、本人またはその家族が区内大学の心理相談（カウンセリング）を受ける際の費用の一部を補助します。	障害福祉課	
144 障害児保育事業	障害のある乳幼児を保育所で保育し、集団の中で生活することによる成長を図ります。また、集団保育が難しい場合には、自宅へ何う障害児訪問保育を実施します。	保育課	
145 学童クラブでの障害児受入	障害のある子どもを学童クラブで受け入れ、遊びや生活を通して成長できるように、個々の子どもの状況を踏まえて支援を行います。	放課後対策課	
146 障害児通所支援事業	【児童発達支援】心身の発達に何らかの偏りや障害、心配のある子ども、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を受けるための受給者証を発行します。 【医療型児童発達支援】医療型児童発達事業所において、児童発達支援及び治療を受けるための受給者証を発行します。 【放課後等デイサービス】学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けるための受給者証を発行します。 【保育所訪問支援】保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専	障害福祉課	

(調 整 中)

		門的な支援その他必要な支援を提供します。 【居宅訪問型児童発達支援】重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	
147	障害者(児)日中一時支援事業	障害児を介護している方が疾病等の理由で一時的に介護できない時に、障害児に対して宿泊を伴わない短期的な施設を提供し、日常生活の援助・日中活動の支援を行います。	障害福祉課
148	発達障害者支援ネットワーク会議	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一貫した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	障害福祉課
149	障害者サポート講座	各区民ひろば等を会場に、障害当事者や関係者等から、障害者への声のかけ方や手助け方法を、障害疑似体験等を交えて学ぶ講座を開催します。	障害福祉課
150	障害者文化活動推進事業	障害者が文化へ親しむ環境を整え、障害者美術の区民への周知を図るため、としまセンタースクエアでの豊島区障害者美術展「ときめき想造展」の開催、まるごとミュージアムを使用した展示、まちかど回遊美術館への参加や、Echika 池袋ギャラリーでの障害者絵画展、障害者アート教室などを開催しています。	障害福祉課
151	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	障害福祉課
152	就労促進支援事業	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。ビジネスマナー講座を開催し、マナーを身に付けていきます。企業実習を通して、職場体験をし適性な職業を見つけていきます。	障害福祉課
153	日曜教室（つばさCLUB）	18歳以上の中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	学習・スポーツ課
154	マルチメディアデイジーの充実	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアデイジーの活用により、読書環境を整備します。	図書館課

第3章 施策の方向

⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
155 日本語指導教室	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を容易にします。その際、児童の個々の状況に合わせた個別指導を行います。	教育センター
156 日本語初期指導事業	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国籍園児・児童・生徒・保護者に対して通訳を派遣し、日本語指導や相談、適応指導を行います。	教育センター
157 外国籍の子どもへの学習支援	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	指導課
103 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	【再掲】	学務課

⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
158 保護観察対象少年に対する就労支援事業	保護観察を受けている区内の少年少女を会計年度任用職員として採用することで、就労の場、社会経験の場を提供し、立ち直り支援と再犯防止を図ります。	子ども若者課
159 社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。区はこれらの運動に対して助成金を支出するほか、事務局として運動のPRや会議事務等を行っています。	子ども若者課
160 更生保護サポートセンターの運営支援	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターを区施設内に開設し、運営経費に助成をしています。更生保護サポートセンターでは、保護司による青少年相談が週2回実施されています。	子ども若者課

⑦その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
161 女性の専門相談	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるこころの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	男女平等推進センター
162 緊急一時保護	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
163 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	男女平等推進センター
164 区立幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	区立幼稚園において、医療的ケアを要する幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	学務課
108 自殺・うつ病の予防対策	【再掲】	健康推進課
109 青少年自殺予防対策事業	【再掲】	子ども若者課
111 DV・デートDV防止のための周知啓発事業	【再掲】	男女平等推進センター

(調 整 中)

取組の方向性

(2) 相談体制の充実と情報発信

【現状と課題】

豊島区では、子ども・若者が抱える様々な悩みや困難を一人で抱え込むことの無いように、様々な悩みや困難に関する相談を受け付ける窓口として、平成30年7月に子ども若者総合相談窓口「アシスとしま」を開設しました。この相談窓口は、23区内で初めての、庁舎内に設置された常設の相談窓口であり、窓口において子ども・若者及びその保護者からの様々な悩みや相談に対応するとともに、悩みを抱える当事者やその家族、子ども・若者を支援する地域団体のもとを訪問するアウトリーチ型の支援も進めています。

しかし、アンケート調査によると、「アシスとしま」「子どもからの専用電話相談」といった相談制度の認知度・利用度が低く、これらの相談制度の情報発信や必要な方の利用促進が課題となっています。

また、福祉ニーズが多様化、複雑化する中、従来の対象者別の相談支援では対応が困難なケースが増えており、支援を必要とする人に対してより一層きめ細やかな支援を行う必要が高まっています。

【方向性】

「アシスとしま」のような総合相談窓口を引き続き運営していくとともに、家庭に関わる相談、子どもの発達に関する相談、心身の健康に関する相談など、個別の問題に関する相談窓口での対応も進めていきます。個別の相談窓口では対応が困難な複雑・複合的なケースについては、関係各課や関係機関の連携により包括的な相談支援体制の推進を図ることで対応していきます。

また、子ども・若者に関わる問題は多岐に渡っており、それらの問題に対応する支援機関も多様であるため、当事者やその家族にとっては、自分の抱えている悩みをどの支援機関に相談すれば良いのかわからないということも起こりえます。必要な方に相談窓口や支援機関の情報が行き届くよう、支援機関に関する情報を整理したうえで情報発信に取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	・保護者 53.6% ・高校生 82.4% ・若者 75.7%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0% ・若者 9.3%	↘
⑪の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	・小学生 35.0% ・中高生 58.8% ・若者 69.2%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみりーだいや、アシスとしまなど）の認知度	令和5年度	・小学生 68.1% ・中高生 48.2% ・若者 15.4%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①相談体制の充実と情報発信

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
38 子ども若者総合相談事業 （アシスとしま）【再掲】		様々な困難を有する子ども・若者や家族への情報提供及び支援の実施により、問題の重篤化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	
		目標	現状値 （平成 30 年度）	目標値 （令和 6 年度）
		① 登録相談者数 ② 相談者の状況	①99 人 ②問題が重篤化した状況で繋がりが、継続支援になるケースが多い。	① 登録相談者数:250 名 ② 問題が重篤化する前に予防的に相談する人が増える。
担当課	子ども若者課			

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
165 福祉包括化推進会議の設置	多様化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かく対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉総務課
166 精神保健福祉相談	こころの不調や病気で困っている方、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	健康推進課 長崎健康相談所
167 消費生活相談事業	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	生活産業課
29 子育て訪問相談事業	【再掲】	子育て支援課
32 スクールカウンセラー事業	【再掲】	指導課 教育センター
34 としま子どもの権利相談室の設置	【再掲】	子ども若者課
35 子どもの権利擁護委員相談事業	【再掲】	子育て支援課
37 人権擁護委員相談事業	【再掲】	区民相談課
39 子どもに関する相談事業	【再掲】	子育て支援課
40 子どもからの専用電話相談	【再掲】	子育て支援課
41 子ども家庭女性相談事業	【再掲】	子育て支援課
55 東部・西部子ども家庭支援センター事業	【再掲】	子育て支援課
59 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
61 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
67 乳幼児健全育成相談事業	【再掲】	保育課
123 教育相談	【再掲】	教育センター

(調 整 中)

137	発達支援相談事業	【再掲】	子育て支援課
140	発達障害者相談窓口	【再掲】	障害福祉課
142	巡回子育て発達相談事業	【再掲】	子育て支援課
160	更生保護サポートセンターの運営支援	【再掲】	子ども若者課
161	女性の専門相談	【再掲】	男女平等推進センター
168	子ども・若者及びその家族への支援情報の提供	支援が必要な子ども・若者やその家族に対して支援に関する情報が届くよう、インターネット等も活用して情報の提供に努めます。	子ども若者課
169	子ども・若者支援者への情報提供	子ども・若者支援に関わる区民、関係機関や職員等に対し、困難を有する子ども・若者の構造や背景を理解するための研修や講演会を開催し、支援に必要な情報提供を行います。	子ども若者課

＜目標Ⅲ＞安心して子育てできる充実した環境の整備

取組の方向性

（１）子どもや家庭への医療・健康支援

【現状と課題】

子どもの健やかな成長のためには、母子の健康保持・増進が重要です。アンケート調査においても、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」に対する保護者のニーズが高くなっています。

母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することが求められています。

【方向性】

保育が必要な家庭だけでなく、全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期の段階からの切れ目のない支援を行います。その際、区、保健所、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が連携して情報の共有を図り、妊娠期からの総合的相談や支援に取り組みます。

また、子どもの健康診断や健康づくりの事業を実施することで、子どもの健康確保に取り組めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和 5 年度	就学前 62.5%	↗
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和 5 年度	保護者 48.8%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①妊娠期からの切れ目ない支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
42 妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診票(14枚)・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
43 産後ケア事業	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児不安等が認められる産後4か月未満の母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
44 育児支援ヘルパー事業	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	子育て支援課
45 入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。	子育て支援課
28 こんにちは赤ちゃん事業	【再掲】	健康推進課 長崎健康相談所

②子どもの健康確保のための取組

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
46 乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4 か月児及び 3 歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
		目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	①乳児（3～4 か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①97.0% ②93.0%

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
47 乳幼児歯科衛生相談事業	乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置(フッ化物塗布)を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
48 予防接種事業	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	健康推進課
49 先天性風しん症候群予防対策事業	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR(麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン)または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	健康推進課

第3章 施策の方向

50	子どもの医療費助成事業	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
51	休日診療事業	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	地域保健課
52	平日準夜間小児初期救急診療事業	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	地域保健課
53	こどものぜん息水泳教室	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	地域保健課
54	子どものための禁煙外来治療費助成事業	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子どもと同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	地域保健課

(調 整 中)

取組の方向性**(2) 子育て家庭への支援****【現状と課題】**

子育てを巡る環境は大きく変化しています。アンケート調査でも、父親と母親がともに何らかの形で働いている共働き世帯は非常に多いことが示されています。

核家族化や共働き世帯の増加により、育児の負担が大きいと感じる家庭が増えてきています。様々な支援機関が連携しながら、家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

また、アンケート調査の結果からは、保護者の回答者のうちの約半分が、地域の方々から子育てに関して何らかのサポートが欲しいと感じていることがわかりました。

全ての家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭同士のコミュニティ形成のサポートや、子育て家庭を見守り、支えていく地域・コミュニティづくりが求められています。

【方向性】

必要な家庭に支援が行き届くよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、家庭教育の推進により育児の担い手を増やしていきます。

また、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して相談支援を実施することで、全ての家庭が安心して子育てできるよう努めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	令和 5 年度	就学前 67.9%	↗
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	就学前 18.9%	↘
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	・小学生保護者 71.8% ・中高生保護者 65.8%	↗
過去 1 年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合 (%)	令和 5 年度	・小学生保護者 3.7% ・中高生保護者 9.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子育て支援サービスの充実

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
55 東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	①センター来館者 ②センター新規登録世帯数	①41,456人 ②2,000世帯

事業名	事業目標	事業内容	
56 地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	219,611人 222,500人

計画事業			
事業名	事業内容	担当課	
57 子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。	子育て支援課	
58 ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（有償ボランティアの援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを援助します。	子育て支援課	
59 子育て支援総合相談事業	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	子育て支援課	
60 子育てひろば事業補助	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。	保育課	
61 マイほいくえん事業	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	保育課	
31 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	【再掲】	子育て支援課	
44 育児支援ヘルパー事業	【再掲】	子育て支援課	

(調 整 中)

②家庭教育支援

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
62 母親学級、パパママ準備教室	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。		健康推進課 長崎健康相談所
63 母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。		子育て支援課
64 父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。		子育て支援課
65 親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。		子育て支援課
66 保護者向け就学前教育に関する啓発	保幼小中連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。		保育課 学務課 指導課

③相談支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
55 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
	目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子育て支援課	相談件数	11,996件 13,000件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
67 乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	保育課
29 子育て訪問相談事業	【再掲】	子育て支援課
59 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
61 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課

第3章 施策の方向

④生活困窮家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
124 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）		地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	
		目標	現状値 （平成30年度）	目標値 （令和6年度）
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 （とこネット登録団体数）	①47人 ②14団体 18教室	①60人 ②20団体 25教室

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
125 家計改善支援事業	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
126 学力向上・進学支援プログラム	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
127 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
128 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	生活福祉課
129 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
130 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	福祉総務課

⑤ひとり親家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
131 ひとり親家庭支援センター事業		ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
担当課	子育て支援課	目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
		相談件数	9,384 件	10,000 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
132 養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課

(調 整 中)

133	母子及び父子福祉資金	20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課
134	母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課
135	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課
136	福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課
23	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】	子育て支援課
30	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	【再掲】	子育て支援課
121	母子生活支援施設	【再掲】	子育て支援課

＜目標Ⅳ＞ 子どもの充実した学びや体験を後押し

取組の方向性

（１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

保育需要は、乳幼児人口の増加や女性の就業率の上昇、幼児教育・保育の無償化の影響等により、今後も増加が見込まれます。アンケートでは、就学前児童の母親の約7割が就労しており、前回調査と比べてフルタイムが16.4%増加しています。

待機児童数はこの5年間で大幅に減少し、地域や年齢によっては定員に空きが生じている状況も見られますが、今後も保護者のニーズを適切に把握し、受入枠が不足している地域への施設整備が必要です。

一方で、急増した新設保育施設の中には、園庭がない、経験年数の浅い職員が多いなどの課題を抱える施設もあり、提供されるサービスの質の向上が求められています。

また、学童クラブの利用児童数も増加を続けていますが、小学校施設を活用しているため、利用希望者数に対応したスペースの確保が課題となっています。

【方向性】

多様化する働き方とそれに伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼児教育、保育施設の整備を進めていきます。

施設整備と並行して、豊島区内の全ての幼児教育施設が、一定程度同じレベルの質の高い保育を実践していけるよう、区内全体の保育の質向上に取り組みます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる取組を推進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 52.7%	↗
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課作成資料

(調 整 中)

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
68 私立保育所施設整備助成		待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
		目標	現状値（平成31年度）	目標値（令和6年度）
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	4,629 人	6,852 人

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
69 通常保育事業	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。		保育課
70 家庭的保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。		保育課
71 小規模保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。		保育課
72 居宅訪問型保育事業	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。		保育課
73 認証保育所運営費等補助事業	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。		保育課
74 延長保育事業	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。		保育課
75 一時保育事業	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。		子育て支援課 保育課
76 病児・病後児保育事業	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。		保育課
77 訪問型病児保育補助事業	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。		保育課
78 休日保育事業	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。		保育課
79 短期特例保育	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。		保育課
80 認証保育所保育料負担軽減補助事業	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。		保育課
81 保育コンシェルジュの配置	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。		保育課
82 学童クラブ事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。		放課後対策課
83 区立幼稚園預かり保育の実施	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。		学務課

第3章 施策の方向

84	私立幼稚園一時預かり事業の推進	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。教育時間を含め、8時間以上の預かり保育を「一時預かり（幼稚園型）」とし、運営費を補助して子育て環境の整備を図ります。	保育課
85	私立幼稚園等園児保護者援助事業（入園時補助を含む）	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保育課

②幼児教育・保育の質の向上

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
86	子ども研修	保育の質の担保、質の向上を図り、安心安全なサービス提供を実現します。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	
		目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課	延べ受講者数	1,678人	1,800人

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
5	保育の質向上事業	【再掲】	保育課
87	保育指導事業	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	保育課
88	保育の質ガイドライン関係事業	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	保育課
89	保育の質向上のための研修委託事業	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	保育課
90	私立幼稚園教育環境整備事業	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	保育課
91	保育施設間の連携協力事業	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	保育課
92	地域型保育施設への連携協力事業	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	保育課
93	保育施設の園外活動支援	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭や子どもスキップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。	保育課
94	保育施設の運営充実助成	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育課

(調 整 中)

③幼稚園・保育所と小学校の連携

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
95 保幼小連携推進プログラムの作成	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	指導課 保育課 学務課
96 保幼小連絡会（仮称）の設置	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	学務課

取組の方向性

(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備

【現状と課題】

子どもが成長し、社会に出ていくうえで、学校は多くの機会を与えてくれます。アンケートの結果では、小学生・中高生の約8割から9割が、学校が「とても楽しい」、「楽しい」と回答しており、学校が子どもの生活にとって重要な場所として認識されていることがうかがえます。その一方で、4割から5割の子どもが学校に行きたくないと思ったことがあると回答しています。また、1割から2割がいじめの現場を経験しているなど、学校での生活において、何らかの悩みや問題に直面したことがある子どもが少なくないことも明らかになりました。

また、小学生の約7割、中高生の約6割が、学校でおとなが子どもの意見を聞いてくれている、学校教職員の約7割が子どもの思いや考えを取り入れていると答えています。

子どもが学校で意見を言うのは、小学生・中高生ともに「授業」が最も多く、次いで「ホームルーム」「クラブ活動」「学校行事」となっています。一方で、意見を言えていない子どもが約1割いました。

学校が子どもにとって安心して通い、学ぶことができる場所であるためには、子ども自身が、自らの権利について理解すると同時に、他者も自分同様の権利を持っていることを理解することが重要です。

【方向性】

子ども自身が自分の持つ権利を理解し、お互いにその権利を尊重できるような取組を進めていきます。学校生活の中で子どもの主体的な活動を支援し、学校における子どもの意見表明を促進していきます。

また、子どもが豊かな自己や表現力を育むために、学びやスポーツ、文化などの多様な活動や体験の機会の提供に努めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度	・小学生 64.8% ・中高生 55.0%	↗
学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 8.0% ・中高生 4.9%	↘
学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度	・小学生 63.9% ・中高生 69.1%	↗
学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度	・小学校教職員 89.1% ・中学校教職員 94.3%	→

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもの権利に関する学びの支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課 指導課	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で、継続実施

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
97 人権課題に対する教育の充実	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	指導課
98 道徳教育の充実	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実します。特に、「特別の教科 道徳」においては、「考える道徳」「議論する道徳」を実現するため、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	指導課

②意見表明・反映と社会参画の支援

重点事業			
事業名		事業目標	事業内容
99	子どもの主体的活動への支援の推進	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。
		目標	現状値（平成30年度）
		活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。
担当課	指導課		目標値（令和6年度） 各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。

③学校における体験機会の提供

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
100 伝統・文化の継承	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸風づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	指導課
101 次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	指導課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(3) 子どもに関わる人への支援

【現状と課題】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもに関わる施設における職員の役割を規定していますが、職員の条例の理解度は十分とは言えず、アンケートでは、条例を知らない割合が6.6%、聞いたことはあるが内容はよくわからない割合が23.5%でした。

その一方で、職場で子どもの権利を学ぶ機会がないと回答した区施設職員の割合が36.4%となりました。

子ども・若者が成長していくためには、遊び場や勉強するための場所といった、場所や機会を提供するだけでは十分とは言えません。そういった場所で子ども・若者をサポートする様々な人の存在が必要です。

また、平成29年11月に実施した地域で子どもを支援する団体やNPOを対象としたアンケート調査から、豊島区の子ども・若者向けの施設等では、支援者不足や支援の質の向上が課題となっていることも指摘されています。

子ども・若者の権利が尊重されるためには、子ども・若者に関わる人が権利について理解することが必要であり、また、そういった人への支援を通して子ども・若者支援の質を高めることが重要です。

【方向性】

学校や保育園などの子どもに関わる施設職員をはじめとして、地域で子ども・若者支援に関わる方々への「子どもの権利に関する条例」の理解促進に向けた取組を推進するとともに、子どもに関わるおとなを支援する仕組みづくりや支援者の質の向上を図ります。

また、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を推進することで、教員の負担軽減を図り、働きやすい環境を整備します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度	・区施設職員 77.0% ・地域団体等 57.3%	↗
職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度	・区施設職員 42.4% ・地域団体等 66.8%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①子どもに関わる人への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子どもに関わる施設や地域で子どもに関わるおとなが子どもの権利を学ぶ機会を確保します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
86 子ども研修	【再掲】	子ども若者課
89 保育の質向上のための研修委託事業	【再掲】	保育課

第3章 施策の方向

②子どもに関わる人のための環境整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
102 教員の働き方改革推進事業		学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談をするために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	
		目標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
担当課	指導課	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①法律相談事業の導入を検討 ②区立小中学校 16 校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校 30 校に配置 ③区立中学校8校に配置

計画事業			
事業名		事業内容	担当課
103	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	学務課
33	スクールソーシャルワーカー活用事業	【再掲】	教育センター

(調 整 中)

<目標Ⅴ> 若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参画を叶へる**取組の方向性****(1) 若者の自立支援****【現状と課題】**

平成30年7月に開設した子ども若者総合相談「アシスとしま」では、就労や学校、家族関係、生活習慣など、若者や家族から多種多様な相談が寄せられています。

アンケート調査においても、若者が将来不安を感じていることとして「収入・生活費」や「仕事」「自分の健康」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題は様々であることがうかがえます。また、自分のことが「好きではない」と答えた若者の98%が「将来への不安を感じている」と回答しており、若者の自己肯定感を育み、主体的な生活を送るための支援が求められます。

若者が自己肯定感を持ち、主体的な生活を送っていくためには、こうした若者の抱える多様な悩みや困難を受け止め、若者本人の希望を尊重しながら、健康や日常生活、就労など、それぞれに必要な支援をしていくことが重要です。

【方向性】

若者それぞれが自らの人生を主体的に送れるよう、若者の個々の気持ちに寄り添い、健康や日常生活、就労など、必要な支援を実施していきます。

健康や日常生活の支援としては、情報の提供や啓発活動、病気の予防や早期治療に繋がる各種健診サービスの提供、体の健康や心の悩みを聴く相談窓口での支援などに取り組むとともに、若者の生活力向上に繋がる事業を実施していきます。

また、就労への支援が必要な若者に対しては、就労に向けたスキルアップや、インターンなどの就労体験ができる機会の提供、就労に関する悩みや不安に関する相談窓口の設置など、若者の経済的自立に繋がる就労という観点で、若者の成長を後押しする様々な取組を行っていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
自分のことが「好き」と回答した若者の割合 (好き+だいたい好き)	令和5年度	65.0%	↗
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	↘
自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①日常生活への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
104 中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	中高生センタージャンプにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、東京都エイズ啓発拠点事業（ふぉー・ていー）スタッフによる HIV/エイズに関する普及啓発事業を行うことで、子ども・若者の自立した生活力の向上を図ります。	子ども若者課
105 鬼子母神 plus	池袋保健所 1 階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神 plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	地域保健課 健康推進課
106 若年者向け（40 歳未満）健診事業	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	健康推進課
107 子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で 20 歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2 年に 1 回の定期的な受診を推奨しています。	地域保健課
108 自殺・うつ病の予防対策	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	健康推進課
109 青少年自殺予防対策事業	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業や、自己肯定感向上を図るための事業を実施します。また、子ども・若者の SOS を受け止められる地域人材を育成するため、子ども・若者に特化したゲートキーパー養成のための講習会を実施します。	子ども若者課
110 子ども・若者への消費者教育推進事業	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	生活産業課
111 DV・デート DV 防止のための周知啓発事業	DV やデート DV 防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。 また、区立中学生等を対象とした「デート DV 予防教室」の実施など、若年層に対してデート DV 防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間の DV 発生防止を図ります。	男女平等推進 センター

②経済的自立への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
112 就業支援事業	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	生活産業課
113 自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	福祉総務課
114 就労準備・社会参加支援事業	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。	福祉総務課

(調 整 中)

業	②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	
---	---	--

取組の方向性

(2) 若者の社会参画支援

【現状と課題】

地域で行われる様々な活動に参加することは、参加者和其他の生活者との接点を生み出し、地域で生活していくうえで役立つ情報や経験の蓄積に繋がります。

しかしながら、アンケート調査の結果からは、地域活動に「参加していない」と回答した若者が全体の9割を超えており、他の年代の子ども・若者の回答傾向と比較すると、年齢が長じるほど、若者の地域活動への参加度合いが低くなっていくことが示されています。若者が地域活動に参加していない理由としては、「地域でどのような活動が行われているか知らない」が5割を超えており、地域活動に関する情報が若者に行き届いていないことがうかがえます。

また、選挙の投票有無については、約4人に1人が「行っていない」と回答しており、若者の選挙への参加促進が求められています。

若者が青少年・若者施策に望むこととしては、「ホッとできる居場所を提供する」という回答が3割を超えています。一方、居場所となる公的施設の利用度は低い状況であり、若者にとって魅力ある居場所となる場が求められています。

【方向性】

自宅と学校、職場以外の若者の居場所を充実させるため、豊島区内の施設での若者の活動支援や、学びの場の提供を行います。また、地域活動や選挙等、社会参加の機会を提供するとともに、地域活動や社会参加に関する情報提供を行い、若者の社会参加を促進します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	75.7%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	9.3%	↘
⑪の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	69.2%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみフリーダイヤル、アソとしまなど）の認知度	令和5年度	15.4%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的取組】

①居場所・活動の場の充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
115 中高生センタージャンプの若者支援		18 歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	
		目標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82 人 ②1,095 人 ③100 件	①100 人 ②1,200 人 ③120 件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
116 若者学びあい事業	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPO と協働で開館しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っています。	学習・スポーツ課
117 としまコミュニティ大学	豊島区と区内7大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学）が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場です。	学習・スポーツ課
118 区立図書館におけるYA 向けの取組	区立図書館においてYA コーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA 向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	図書館課

②社会参画の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
119 選挙普及啓発事業	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	選挙管理委員会事務局
120 地域防災力向上事業	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講座への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組みます。	防災危機管理課
116 若者学びあい事業	【再掲】	学習・スポーツ課

＜目標Ⅵ＞ 区民・地域・企業などがつながり、 みんなで子ども・若者をサポート

取組の方向性

（１）地域の力の活用

【現状と課題】

子ども・若者に関わるのは、専門的な知識やノウハウを有する支援者だけでなく、日常生活の中で子ども・若者と接する機会がある地域の生活者も、子ども・若者の成長に少なからぬ影響を与えています。

アンケート調査においても、「地域の方からの子育て支援があれば良いと感じたことがある」と回答した保護者が4割を超えており、地域ぐるみで子ども・若者やその家族を支えられるまちづくりが求められます。

豊島区には、民生委員・児童委員、青少年育成委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）といった、子ども・若者の成長を見守る支え手があります。これらの支え手を育成し、強みを活かしあえるように連携を進めていくことが重要です。

また、夫婦共働き世帯が増加し、女性の就業率が上昇傾向にあるため、区内の企業や事業者と協力しながら、働きながら子育てできる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。

【方向性】

民生委員・児童委員や青少年育成委員、地域のボランティア団体など、地域で子ども・若者やその家族のために活動している人の支援や、地域人材の育成に取り組みます。また、行政と区民、地域団体、大学など様々な主体が連携・協働するとともに、地域で様々な活動をしている団体をネットワーク化することで、地域全体で子ども・若者を見守り、成長を支援していけるまちづくりを推進します。

また、区民をはじめ区内の企業・事業主など、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進が図られるよう、普及啓発の取組を推進していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 45.4% ・小学生 51.1% ・中高生 46.0%	↗
職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	・就学前 44.3% ・小学生 37.1% ・中高生 38.3%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①地域子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
170 スポーツ推進委員事業	スポーツ・レクリエーションの普及・振興のため、地域におけるスポーツ活動の指導・助言と、区のスポーツ・レクリエーション関係事業「としまスポーツまつり」や「ハイキング」など子どもから高齢者まで楽しく参加できるイベントを企画・運営します。また、スポーツを通じた地域コミュニティの場として、区内 1 か所で総合型地域スポーツクラブの活動を展開します。	学習・スポーツ課
171 民生委員・児童委員事業	乳幼児や児童のいる家庭の生活を常に見守り、その生活状況の把握に努めるとともに、必要に応じ相談・支援を行います。ケースによっては、区対しの確な情報提供を行い、望ましい福祉サービスにつなげるための活動を展開します。また、児童虐待など子どもの権利が不当に侵害されているケースなどについては、関係機関との適切な連携により、その解決に協力します。	福祉総務課
172 青少年育成委員会支援事業	各地区青少年育成委員会は、独自に地域の実情に応じた形でイベントを開催し、青少年の健全育成と地域の親睦を深める活動をしています。区は各地区が行う健全育成事業に対する補助金の支出、連合会に対する補助金の支出、「としまのいくせい」の作成、委員の資質向上のための研修会を実施します。	子ども若者課
173 コミュニティソーシャルワーク事業	誰もが住み慣れた地域の中でその人らしい暮らしができるように「新たな支え合い」の仕組みづくりを行うため、コミュニティソーシャルワーカーを町会・自治会の 12 地区を基礎単位として、12 地区ごとの地域区民ひろばに配置していきます。	福祉総務課
174 地域福祉サポーターの養成と推進	地域の中で不安や悩みを抱えた人たちに気づいた時に、声をかけたり関係機関につなげるなどの活動を行う、地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」を養成します。	社会福祉協議会
175 地域活動交流センター管理運営	NPO法人等の公益性のある地域活動団体の活動及び交流を支援・促進するため、地域活動交流センターを設置し、その管理運営を行います。	区民活動推進課

②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
176 子ども若者支援ネットワーク「ここにいるよ」		子ども・若者支援に関わる活動団体や行政で包括的・横断的な支援ネットワークを構築し、支援に関する情報交換や支援者の質の向上に取り組みます。	子ども・若者支援に関わる多分野の団体や区民に対して、専門知識などの研修会や情報交換の機会となるイベントなどを実施します。	
		目標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
担当課	子ども若者課	① ネットワークイベント参加者数	244 人	400 人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
177 若者支援ネットワークの構築(子ども・若者支援地域協議会)	社会生活を営むうえでの困難を有する子どもや若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図ることを目的に、豊島区子ども若者支援地域協議会を運営し、ネットワーク形成を行います。	子ども若者課
178 豊島区子育てネットワーク会議	同じ地区の子育てに関わる施設が情報交換を行い、地域の子育て家庭を見守っていきます。地区ごとに、定期的に会議を開催して、情報共有・意見交換を行っています。	子育て支援課
179 中小規模公園活用プロジェクト	地域に点在する十分に活用されていない中小規模公園について、子育て世代をはじめとした利用者ニーズや地域・周辺環境に合わせた	公園緑地課 企画課(「わ

第3章 施策の方向

		新たな活用方法を地域とともに検討・検証し、地域コミュニティの場や地域課題解決の場として、まちや人と「ともに育つ公園」を目指します。	たしらしく、暮らしをまちな。」推進室)
180	地域・大学連携事業	区立小中学校の理科・数学・健康教育・食育等において、区内大学や地域の企業、特技を有する個人の支援を得て教育活動を活性化します。また、教員を志望する学生を指導補助者として受け入れ、学生が教育現場を体験する機会を創出します。	指導課
181	コミュニティ・スクール導入等促進事業	学校、保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることのできるコミュニティ・スクールの導入を推進します。豊島区では、コミュニティ・スクールの中に子どもも位置付けて推進していきます。	指導課
182	地域子ども懇談会	地域・学校・家庭・行政が連携し、子どもに関する健全育成活動や見守り活動の促進、地域の子育て力や教育力の向上を図るため、小学校区ごとに「地域子ども懇談会」を開催し、子どもに関する意見交換や情報交換を行います。	放課後対策課
13	子ども食堂ネットワーク	【再掲】	子ども若者課
24	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	【再掲】	福祉総務課

③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
183	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	企業のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、働きやすい職場づくりを推進します。	区内に本社又は主たる事業所がある企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する企業を区が認定します。認定書の授与、区ホームページで取組の紹介等を行い、認定企業は、企業が発行する印刷物等に認定マークを使用できます。	
		目標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
担当課	男女平等推進センター	認定企業数	50社	95社

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
184 企業・事業所への啓発事業	区内の企業・事業所に対し、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供・普及啓発を行います。	男女平等推進センター
185 ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催	ワーク・ライフ・バランスの意義・重要性を区民・事業者が理解し取組むために、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムを開催します。	男女平等推進センター
186 モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために、特定事業主行動計画に基づく取組を推進していきます。	人事課

取組の方向性

(2) 安全・安心な社会環境の整備

(調 整 中)

【現状と課題】

豊島区では、子どものけが・事故予防、児童虐待防止、学校の安全（セーフスクール）など10項目をセーフコミュニティの重点課題として対策委員会を設置し、地域全体で安全安心なまちづくりを推進しています。また、子育てファミリー世帯向けの家賃助成など、子育てしやすい環境整備や子育て世帯の住環境の向上に取り組んできました。

アンケート調査では、いずれの保護者においても、区の子育て支援・施策に望むこととして「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」が最も多く回答されており、安全安心なまちづくりのより一層の推進が求められています。

また、子ども・若者に対する有害環境への対策も重要です。豊島区では従来より不健全図書などの有害環境に対する取組を進めてきましたが、近年では青少年のネット依存が問題となっています。アンケート調査でも、学校以外でのインターネット利用について、「ほとんど毎日使っている」と回答した割合が小学生・中学生ともに前回調査より10ポイント以上増加しており、子どものインターネット利用頻度は多くなっている状況にあります。そのため、インターネットも含めた子ども・若者を取り巻く環境への対策が求められています。

【方向性】

子育て世帯にとって安心できるまちづくりを推進するため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給誘導、子育て世帯の居住支援等、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

また、子ども・若者にとって有害な環境に対する対策や、防犯や事故予防のための取組を推進することで、安全安心な環境を整備します。取組にあたっては、学校や地域等と連携して進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 36.0% 小学生 30.3% 中高生 31.2%	↗
子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度	26.0%	↘
セーフコミュニティの認証	令和5年度	認証	認証継続

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
187 子育てファミリー世帯へ の家賃助成事業	子育てファミリー世帯を区内の良質な民間賃貸住宅に誘導し、居住環境の改善及び定住化を図ります。	区内の良質な民間賃貸住宅に転入・転居した場合に、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。	
	目標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
	新規家賃助成数	30件 ※家賃助成総件数 123件	60件
担当課	住宅課		

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
188 空き家活用推進事業	空き家活用と地域コミュニティの活性化を図るため、戸建て空き家を活用したいオーナーと、その建物で地域貢献活動（多世代の交流の場、子どもの居場所となる場の運営等）をしたい団体をマッチングするとともに、空き家の改修に必要な経費の一部を補助します。	住宅課
189 近居・多世代同居の推進	親子で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子育て世帯が親世帯と同居・近居する場合の住み替え支援を検討します。	住宅課

②有害環境等への対応

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
190 薬物乱用防止教育	医薬品の正しい使い方や危険ドラッグなどの使用防止の学習「薬物乱用防止教室」を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施します。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、おくすり教育、薬物乱用防止教育の研修を行います。	指導課
191 情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図ります。	指導課
192 不健全図書类等規制対策事業	昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書类等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行います。	子ども若者課

③防犯・事故予防の推進

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
193 安全・安心パトロールの実施	区民の安心感を確保するため、区内全域を青色防犯パトロールカーでパトロールします。登下校時の通学路警戒の他、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄りなど見せる防犯活動を行います。	防災危機管理課
194 小学校児童の通学路安全対策の推進	通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを増設していきます。	学務課

(調 整 中)

195	学校安全安心事業	通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。	庶務課
196	安全・安心な学校づくり(インターナショナルセーフスクール)	インターナショナルセーフスクール認証校のノウハウを生かし、8つの中学校ブロックを中心とした普及・啓発を推進する。また、小・中学校連携教育の視点から、各中学校ブロックで、創意工夫を生かして取組を充実させます。	指導課
197	区立小学校・学童クラブの入退室管理システム	児童の安全の向上を図り、保護者の安心感担保や緊急時の迅速な対応を実現するため、区立小学校1年生から3年生及び学童クラブに、児童の入退室を保護者に通知するシステムを導入し、運用します。	学務課 放課後対策課
198	交通安全施設整備事業	妊産婦や子ども連れの親子が安心して外出することができるよう、また、子どもの交通事故の減少を図るため、自転車・歩行者等の安全確保と、日常生活に支障をきたさない安全対策を行います。	道路整備課
199	交通安全対策事業	春・秋の交通安全運動を中心として、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。各種交通安全教室・講習会の実施、交通安全ビデオ・DVDの貸出し、交通安全協会活動支援などを行います。子どもや子育て世帯に対しては、特に自転車乗用中のルールとマナーに対する啓発活動を行います。	土木管理課
200	中学校自転車安全教室(スクエアード・ストレイト授業)	事故の恐ろしさと交通ルールを守ることの大切さを実感させることを目的として、区立中学校において、スタントマンによる交通事故再現の様子を目の前で見てもらう交通安全教室を警察署と協働で行います。	土木管理課
201	自転車ヘルメット普及啓発事業	幼児・児童を自転車の転倒事故から守るため、子ども用自転車ヘルメットの購入費を助成します。また、子育て世代の保護者を対象とした「親子自転車安全利用教室」を実施し、交通安全意識の向上を図ります。	土木管理課
202	公園等防犯カメラ整備事業	死角の生まれやすいトイレのある公園から優先的に防犯カメラを設置することで、子どもや女性がより安心して利用できる公園を作ります。	公園緑地課

取組の方向性

(3) 子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり

【現状と課題】

豊島区は「文化創造都市」として、従来より文化や芸術によるまちづくりを進めており、平成27年に「国際アート・カルチャー都市構想」を、翌平成28年には同構想に基づいた「国際アート・カルチャー都市構想実現戦略」を策定しました。本構想や実現戦略に基づき、多様な文化資源を有する豊島区の強みを最大限に活かして世界からアート・カルチャーの魅力で人や産業を惹きつける都市づくりを目指し、文化施策を展開しています。こうした状況の中、2019年「東アジア文化都市」の国内開催都市に選定され、国際的な交流が盛んになってきています。

また、様々な文化芸術活動を育む環境の整備も進んでいます。具体的なプロジェクトとして、令和元年には東京建物 BrilliaHALL（豊島区立芸術文化劇場）やとしま区民センターがオープンし、池袋西口公園は新たな劇場空間としてリニューアルオープンしました。また、令和2年度にはトキワ荘を再現したマンガの聖地としまミュージアムが開設されます。

このような取組や施設整備を通して、文化芸術を生み出し、発信していく空間を創出してきました。

【方向性】

子ども・若者が成長していく過程で、伝統文化や芸術に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することは、豊かな感性と創造性を育みます。

豊島区がこれまでに培ってきた文化芸術に関わる取組を活用し、豊島区で生活する子ども・若者が、日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌をつくっていきます。

また、そのような文化芸術活動の魅力を子ども・若者に伝えるための普及啓発、情報発信等の活動も展開していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
文化芸術に触れる機会が「どちらかという と多くなった」と感じている区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 34.6%	↗

根拠：協働のまちづくりに関する区民意識調査

(調 整 中)

【具体的な取組】

①文化・芸術に親しむ環境づくり

重点事業					
事業名		事業目標	事業内容		
203 トキワ荘マンガミュージアムの 開設・運営		豊島区ゆかりのトキワ荘等のマンガ文化に触れる機会を増やすとともに、関連情報の発信によりまちの魅力を高め、マンガ・アニメを核とする地域文化の継承・発展を目指します。	トキワ荘のあった南長崎地域に「トキワ荘マンガミュージアム」を開設し、マンガ・アニメ文化の発信やマンガによるまちづくりを地域と一体となって進めます。		
		目標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	
担当課	文化観光課	来館者数	設置に向けて検討中	100,000人	

計画事業				
事業名	事業内容	担当課		
204 トキワ荘通りお休み処の運営	トキワ荘のあったまちの散策拠点である「トキワ荘通りお休み処」を運営します。トキワ荘の部屋の再現等のほか、休憩スペースも設け、トキワ荘マンガミュージアムと連携してまちの魅力を発信します。	文化観光課		
205 芸術文化劇場の運営と文化芸術発信事業	国際アート・カルチャー都市のシンボルである芸術文化劇場（東京建物 Brillia HALL）の管理運営を行い、魅力的な公演を上演することで、区民に良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術文化により地域のにぎわいを創出します。	文化デザイン課		
206 舞台芸術交流センターの運営と文化の発信事業	舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）において、舞台芸術公演、各種講座・ワークショップ等の事業を実施し、芸術文化を通して多様な人々が集い交流する機会を提供します。	文化デザイン課		
207 池袋西口公園野外劇場管理運営事業	本格的な舞台、ダンス、クラシックなどの音楽会等ができる野外劇場として池袋西口公園野外劇場（GLOBAL RING THEATRE）を整備・運営し、良質な文化の発信やまちの賑わいの創出を図ります。	文化デザイン課		
208 池袋モンパルナス回遊美術館事業	「街のどこもが美術館」をコンセプトに、かつて「池袋モンパルナス」と呼ばれた池袋西口、長崎、千早地域を中心に、池袋東口エリアの会場も加え、美術作家から小学生等までの多彩な作品を展示します。	文化デザイン課		
209 熊谷守一美術館の運営	画家熊谷守一の作品を展示する区立美術館を運営し、区民等が芸術に触れる機会を提供します。	文化デザイン課		

第6章 計画の推進に向けて



1 計画の進行管理

計画の実現へ向けて、PDS の考え方に基づき、具体的に取り組む施策に対して子ども・若者や子育て家庭の視点に立った取組がされているか検証を行い、改善しながら効果的かつ効率的に施策を推進していきます。検証の結果は、区ホームページ等を通じて広く公表していきます。

(1) 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

(2) 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。



2 子どもの権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。



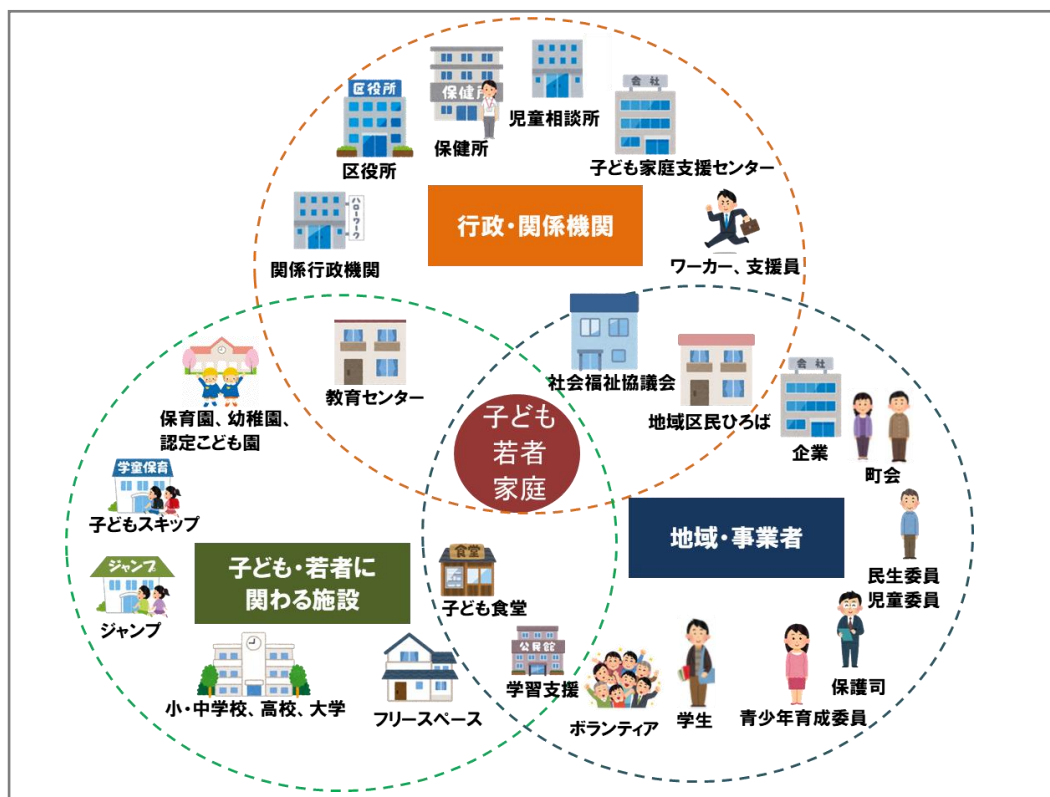
3 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進ん

でいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。

<ネットワークのイメージ>



4 子ども等の意見反映（調整中）

計画の対象である子ども・若者や子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。広報を通じて、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。